

日本災害復興学会 復興支援基金の創設について

・基金の目的

甚大な災害が生じた場合に、予算とは別に基金を創設し、復興に向けた有効的・独自の・補完的な活動に対し助成金を交付することで、復興学会として社会的な貢献を行うことを目的とする。

・基金の創設

繰越金をもとに創設する。 300万円

制度設計的には、甚大な災害が短期間の内に二回起きても対応できるようにする。

5年～10年に一度の頻度で、基金の交付を行う。基金の再補充を考えるとその頻度になる。

運営等の詳細については「復興支援活動助成金運営・実施要領」を制定する。

復興支援活動助成金運営・実施要領（概要・案）

・指定災害ごとの総交付額 150万円～200万円を指定された災害において支出をする。

※助成金交付対象災害

緊急災害対策本部が設置される災害及びそれに準ずる災害を想定している。

・助成期間 1年～2年程度

・助成金額

期間に関わりなく、1件につき50万円～100万円

※申請金額の全額が助成されるとは限らない。満額支給でなくても良いか申請時に確認。

50%程度の減額支給もありうる。

・基金交付の対象となる災害の指定ならびに交付開始の決定

甚大な災害が生じた場合に、会長が助成金交付対象災害の指定ならびに復興支援活動助成金交付の提案をし、理事会の審議により交付開始の決定を行う。

・復興支援活動を提案・実施できる人

災害復興学会の会員

入会后1年を経過していないと提案を認めない。

学会費を完納していること。 + 交付期間中において会員であること。

・交付対象となる活動

学会全体の活動として行われる活動であって、学会の名前で活動してもらう必要がある。

復興支援活動のスタートアップに必要な費用を助成する。

※ 学会としてのパンフレットの作成、情報発信 被災地・被災者の調査活動などは、通常の学会活動の一環として行う。既存の突発災害調査活動費、活動助成金などを活用する。

・ 交付の申請

所定の申請書に申請を行う。なるべく簡素な書式にする。

申請の開始時期：発災から直後からなるべく早い時期（スタートアップとしての支援なので）。

・ 申請書の記載項目

申請者・団体 助成する活動の内容・構成員 実施計画（予算含む）

満額支給でなくても良いか、申請書を公開しても良いかを確認。

・ 申請書の審査・交付の決定

審査委員会が交付の可否・交付金額を決定する。

審査委員会の構成

学会会長・副会長＋各委員長（各委員長はそれぞれの委員に意見を求めてもいい）

・ 交付の判断基準

必要性・相当性

復興に必要かつ被災地・被災者に貢献しうる活動か

実行可能性

活動の実行主体、活動の内容からして実行可能性はあるか

学会への貢献度

学会の社会的意義を高める＋復興に貢献する

補完性

既存の研究活動でも、支援活動でもできないこと

※研究費・他の助成金・活動資金があるのなら、それを使って下さい。

研究費や他の助成金ではカバーしていない領域、活動

独自性 特殊性

その災害の特徴に着目した活動か。学会の特長を生かした活動か。

・ 助成金の支出ルール

公募研究会活動助成の様式に準ずる。設備・備品の購入を目的とした支出は認めない。

・ 交付中の報告

年度ごとに報告を行う。是正の指示、交付の停止をすることが出来る。

・ 交付終了後 活動終了後

最終報告書（独立した冊子 PDF で提出）の提出（助成期間終了後一年以内）

決算報告書の提出

学会への発表・報告を義務づける（学会大会におけるシンポジウムレベルの発表・報告）。

※満額支給でなくても、これらの報告書の提出や発表・報告は求められる。